

島根県環境に優しい農林漁業創造計画

令和5年3月1日

一部改正 令和6年12月20日

島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、
奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、
西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

- 一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
有機JAS認証ほ場の耕地面積割合 1% (R6) 別紙1 (46頁参照) のとおり

- 二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
農業については、別紙2のとおり
林業については、燃油使用量の削減等を可能とする林業機械を導入し、収益性の確保との両立を図りつつ、燃料燃焼由来の二酸化炭素の発生を抑制する
漁業については、燃油使用量の削減等を可能とする高性能漁船を導入し、収益性の確保との両立を図りつつ、燃料燃焼由来の二酸化炭素の発生を抑制する

- 三 特定区域の設定に関する事項
特定区域は、別紙3のとおり

- 四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
農業については、別紙1 (78頁参照) のとおり
林業については、別紙1 (127頁参照) のとおり

- 五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項
農業については、別紙1 (45、46頁参照) のとおり

- 六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項
環境負荷低減事業活動の促進にあつては、市町村、関係機関との連携を図るとともに、みどりの食料システム戦略関連予算など国の施策も活用していく。